

令和8年1月30日付け公告の内容

このたび、福山市の一帯を地域とする県営土地改良事業（ため池等整備事業 砂池地区）の事業計画を変更したいので、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第88条第1項の規定により、次の事項を記載した書類とともにこの旨を公告する。

については、この事業計画によって新たに受益地となる地域内にある農用地の所有者で、その農用地について耕作若しくは養畜の業務を営まない者又はこの地域内にある農用地以外の土地を、所有権以外の権原に基づいて使用及び収益している者で、その農用地又は土地について、当該土地改良事業に参加しようとする者は、法第3条の規定によって令和8年2月12日までに福山市農業委員会へ申し出られたい。

1 県営土地改良事業計画変更の概要

2 土地改良施設の予定管理方法書